

令和 6 年度 地域包括支援センターの事業計画

I 地域包括支援センターの設置状況

佐屋苑地域包括支援センター	
所 在 地	愛西市大井町浦田面 2 6 8 番地 6（愛厚ホーム佐屋苑内）
担当地区	佐屋地区

愛西市社協地域包括支援センター	
所 在 地	愛西市江西町宮西 3 8 番地（八開総合福祉センター内）
担当地区	立田地区及び八開地区

愛西市社協佐織地域包括支援センター	
所 在 地	愛西市町方町北堤外 1 3 6 番地 5
担当地区	佐織地区

II 地域包括支援センター事業計画

- （佐屋地区）佐屋苑地域包括支援センター（設置者：愛知県厚生事業団）

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 業 日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	宿日直職員が受電し、その職員より緊急連絡用の携帯電話に連絡
担当地区	佐屋地区

- （立田・八開地区）愛西市社協地域包括支援センター（設置者：愛西市社会福祉協議会）

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 業 日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	立田地区及び八開地区

- （佐織地区）愛西市社協佐織地域包括支援センター（設置者：愛西市社会福祉協議会）

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休 業 日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	佐織地区

1 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

対象者	内 容
要支援及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

2 総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

3 権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。 介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。 申立てを行うことができる親族がいない等の場合は、市長申立てにつなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	介護支援専門員研修を開催する。 支援困難事例についての指導助言をする。
市内居宅介護支援事業所 介護サービス事業所職員	研修会及び情報交換等を行う。

5 その他

業務名	内 容
市やその他関係機関が主催する会議へ参加	地域包括支援センター運営協議会等の開催時に会議へ参加する。
市内地域包括支援センターとの連絡調整	センター間の連携・協働等の体制を密にする。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対し、市と連携して支援する。
一般介護予防事業	介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、市と連携して実施する。
地域ケア会議	個別ケースの検討を行う。市の主催する地域ケア推進会議へ出席し、地域課題の解決に向けて取り組む。

Ⅲ 各地域包括支援センターの令和6年度 課題及び目標について

包括名	課題及び目標
佐屋苑 (佐屋)	総合相談窓口として住民への周知が不足している。積極的にサロンや住民の集いへ参加し、顔の見える関係を築き、地域の課題を把握することで関係機関と情報を共有し、連携を図り、解決への糸口を探っていきたい。 認知症に関連する相談が急増している。認知症サポーター養成講座を通して、地域住民への理解を深めつつ、チームオレンジを結成し、認知症に対する支援を住民と共に考えていきたい。
社協 (立田・八開)	令和5年度の課題及び目標とした、「民生委員、協議体、介護支援専門員との関わりの中で地域課題の把握や事業のPRを行う」は令和6年度も継続して進めていきたい。地域住民の繋がり、協議体への中学生の参画、地域住民主体の福祉と関連したフェスティバルの開催など新たな広がり結び付いた。介護相談の件数が増加する中、地域での支えや地域の気づきの力を活かした支援体制を築いていきたい。また、高齢者介護に限らず、複合化する家庭の課題に対処できるよう関係機関との連携強化にも努めたい。
社協 佐織 (佐織)	以下のことを重点課題とし、目標を掲げます。 ①認知症に対する周囲の理解が得られないことから、本人、家族への中傷や医療・介護の介入が困難なことがあります。そのため、地域に認知症に対する正しい理解を深めてもらえるように、自治会、老人クラブ、店舗・金融機関等の企業や学校等に認知症サポーター養成講座の開催について働きかけをします。 ②現在も障害をお持ちの方との同居世帯や経済的に問題を抱える世帯等に対して相談支援事業所や生活困窮自立支援担当、生活保護担当、権利擁護支援センター等と連携して支援を行っています。引き続き地域包括支援センターだけでは解決が困難なケースに対して各種機関と連携して重層的支援体制の構築を図ります。 ③介護予防の促進のために利用者本人による健康づくり等のセルフケアマネジメントの啓発を行います。 ④介護支援専門員への支援の一環としてオンラインサロンを実施して情報や意見を交換する機会を設けています。引き続きこのサロン等を通じ介護支援専門員への相談、助言等のサポートを行います。

Ⅳ 高齢福祉課（地域包括支援センター担当）事業計画

1 在宅医療・介護連携推進事業

内 容	自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護サービス等の情報共有等の連携を図る体制整備に向けた取組を行う。
-----	--

2 生活支援体制整備事業

内 容	生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を行う。
-----	---

3 認知症総合支援事業

内 容	認知症初期集中支援チームを設置（七宝病院へ委託）し、認知症またはその疑いのある高齢者への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図るための支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。
-----	---

4 地域ケア会議推進事業

内 容	個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する取組を行う。
-----	--

6 一般介護予防事業

（１）介護予防把握事業

対象者	65歳以上の者（要介護者、要支援者、事業対象者を除く）
内 容	基本チェックリストを実施し、日常生活で必要となる機能（生活機能）の確認を行う。 75歳の市民に保険年金課より「健康質問票」を送付し、機能低下がみられる方を対象に基本チェックリストを実施する。 基本チェックリストにより、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者を介護予防・生活支援サービス事業の対象者（事業対象者）として判定し、必要な支援を案内し介護予防に向けた取り組みに繋げていく。

（２）介護予防普及啓発事業

事業名	内 容	実施期間
愛西おでかけサロン	文化会館、佐屋老人福祉センター、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、八開総合福祉センター、佐織公民館、JAあいち海部佐織支店の会場において、体操やゲーム、交流会等を行い、認知症・うつ・閉じこもりの予防のために行う。	各会場 月2回 通年
脳若 トレーニング	JAあいち海部永和支店、佐織支店及び立田支店の会場において、体操やタブレット端末を利用したゲーム等を行い、認知症予防・認知機能の維持向上のために行う。	各会場 月2回 通年

脳いきいき教室	認知症予防の話や脳の活性化、機能維持のために、運動及び頭とからだの両方を使った脳のトレーニングなどを行う。	3回 1コース
フレイル予防教室	フレイル予防のため、運動・栄養・口腔等の講義や体力測定及び運動実技を行う。	6回 1コース
ヨガ教室	ヨガで心地よくからだを動かし、心とからだの健康を図る。	8回 1コース
水中運動教室	水中での運動効果をねらい、水中ウォーキングやアクアビクス、体力測定を行う。	6回 1コース
出前講座 その他	高齢者が集まる場所において、自ら介護予防に取り組む意欲を啓発する。	随時

(3) 地域介護予防活動支援事業

内 容	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
-----	-----------------------

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

内 容	地域における介護予防の取組を機能強化するため、理学療法士等が高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら通所系・訪問系サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。
-----	---

7 任意事業

事業名	内 容
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊探知機の貸し出し、認知症サポーターの養成及びフォローアップを行う。
高齢者見守りステッカー配布事業	認知症またはその疑いがあり、行方不明となるおそれのある方を対象に、早期保護を目的としたQRコード付きのステッカーを交付する。
認知症ピアサポート事業	認知症のある人や家族に対しての介護等に関する相談支援や交流会を開催し、心理的負担の軽減を図る。
家族介護支援事業	在宅で介護を行っている方、またはその家族に、介護の悩みや困ったことなどをお互いに話し合える機会を提供する。
成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

内 容	保険年金課と連携して、75歳以上の高齢者のいる通いの場等に出向き、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育、健康相談を行う。
-----	--